令和７年度 矢板市地場産業ＰＲ促進補助金募集要領

矢板市では、市内中小企業等の販路開拓・拡大、販売促進を支援するため、市内中小企業者及び市内中小企業団体が展示会や見本市に出展する際に要する経費の一部を補助します。

**１　補助対象経費**

　市外で開催される展示会、見本市等の出展に要する経費のうち、会場使用料、装飾料、備品借上料、出展品の運送料、会場内で配布するパンフレット等の印刷製本費が対象となります。

**２　補助率及び補助金額**

補助対象経費の３分の２以内（上限２０万円）　※千円未満切り捨て

**３　補助対象者（応募者）の要件**

　　市内中小企業者（※１）及び市内中小企業団体（※２）。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※１　市内中小企業者の要件  中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者（※）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する会社、個人。  ア　市内に本店（個人事業主にあっては主たる事務所。）を有し、  商業登記（個人事業主にあっては住民登録。）を行っていること。  イ　市内において１年以上同一事業を営んでいること。  　　※中小企業者の定義は以下のとおりです。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 製造業その他 | 卸売業 | 小売業 | サービス業 | | 資本金総額 | ３億円以下 | １億円以下 | ５千万円以下 | ５千万円以下 | | 従業員数 | ３００人以下 | １００人以下 | ５０人以下 | １００人以下 | |
| ※２　市内中小企業団体の要件  　　　中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する中小企業団体で、市内に主たる事務所を有しているもの |

**４　補助対象者数（募集枠）**

**１件**

**５　補助対象者の選定方法**

　　提出された「矢板市地場産業ＰＲ促進補助金利用申込書」に基づいて、下記の選考基準により書面審査を行います。また、必要に応じて面接を行うこともあります。

　　上記の審査を経てもなお選定が困難なときは、抽選を行います。

　　※選考基準

|  |
| --- |
| 次に掲げる項目により総合的に判断します。  １　出展内容が、市内で生産される製品又は市内で提供されるサービスに関するものであること  ２　販路の拡大及び新規需要の開拓に結びつくと認められること |

**６　スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 募集期間 | 令和７年４月１日（火）から令和７年４月３０日（水）まで  ※上記期間内に応募がない又は同期間内の応募で補助対象者が選定されなかった場合は、令和８年２月１３日（金）まで順次受付を行う。 |
| 審査 | 随時 |
| 結果通知 | 申込受付から２週間以内 |

**７　申込方法**

　　「矢板市地場産業ＰＲ促進補助金利用申込書」に必要事項を記入し、商工観光課に持参いただくか、郵送してください。

※「矢板市地場産業ＰＲ促進補助金利用申込書」は商工観光課で配布します。

また、ホームページからダウンロードもできますのでご利用ください。

http://www.city.yaita.tochigi.jp/soshiki/syoukou/jibasangyou.html

|  |
| --- |
| **【申込・問い合わせ】**  　矢板市経済部商工観光課  　　〒３２９－２１９２　矢板市本町５番４号  　　電　話：０２８７－４３－６２１１  　　ファクス：０２８７－４４－３３２４  　　メール：syoukou@city.yaita.tochigi.jp |